

はじめに

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、平成 14 年度から業務運営評価制度を導入している。

業務運営評価制度では、国際協力銀行法において規定された設置目的を、本行として何を行うのかを示す「使命」として換言し、この下で、業務運営にあたっての方針を示す「業務方針」、更に、業務方針に沿って業務運営を行うとともに、各年度を通じて業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図るため、「業務戦略」を策定している。また、業務戦略を各年度の活動として具体化するため、「年間事業計画」を策定している(第 1 部第 1 章「業務運営評価制度の枠組み」参照。)。

本評価書は、平成 14 年 3 月に策定した業務戦略について、3 年を経過することを機に評価することとし、その結果を本行として取りまとめたものであり、次期業務戦略の策定を含め、今後の業務運営にあたっての経営情報として活用していく。なお、類似の評価制度・手法に関する知見、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者から構成される外部有識者委員会(第 1 部第 5 章「外部有識者委員会」参照。)による、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する意見書を合わせて公表するものである。